

会 則 ・ 細 則

ク ラ ブ 会 員

asahi
SPORTS CLUB

朝日スポーツクラブ [BIG-S 南浦和]

朝日スポーツクラブ [BIG-S 南浦和] 会 則

第1条 名称

本クラブは朝日スポーツクラブ[B I G - S 南浦和]と称す。

第2条 所在地

本クラブの所在地は、埼玉県さいたま市南区文蔵1丁目8-1とする。

第3条 経営・運営

本クラブは、株式会社朝日新聞社が経営し、株式会社ザ・ビッグスポーツがその運営を行う。

第4条 目的

本クラブは会員が本クラブ内の施設（以下「本クラブ施設」という）を利用して、その心身の健康維持と増進を図り会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第5条 会員

本クラブは会員制とし、入会に際して以下の手続きをとるものとする。

- ① 本クラブへの入会を希望する方は、次条に定める入会資格を満たしている必要があり、かつ本会則及び細則の諸契約（以下「本会則等」という）を本クラブと締結しなければならない。
- ② 本クラブは前号に際して、本会則等の契約書面を交付するものとする。
- ③ 会員の会員種別、本クラブの利用条件等は「細則」の通りとする。
- ④ 本クラブへの入会を希望する方は、同意書、入会申込書、健康申告書に所定の事項を記入して申し込み手続きを行い、これを本クラブが承認した上で、本クラブが所定の入会登録金を受領したときに入会することができる。
- ⑤ 本クラブは必要があると認める時は、申し込み手続きの際に、医師が作成した健康証明書の内容の提示を求めることができ、当該証明書及び前号記載の健康申告書を踏まえ、会員に本クラブ施設の一部を利用させないことができる。
- ⑥ 本クラブが入会申し込みを承認した方は、入会手続き時に入会申込書に記載した利用開始日より、会員として本クラブ施設の利用を行うことができるものとする。

第6条 入会資格

本クラブの入会資格は、以下の通りとする。

- ① 満16歳以上で、本会則等及び本クラブ内で定められ

た各ルールを順守する方。なお、満18歳未満の場合は親権者の同意を必要とする。

- ② 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本クラブ施設の利用に耐えうると認められる方。
- ③ 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- ④ 刺青・タトゥー（大きさやファッションタトゥーにかかわらず）をしていない方。
- ⑤ 暴力団関係者でない方。
- ⑥ 過去に本クラブまたは他社が運営するスポーツクラブのいずれからも除名されたことがない方（ただし、本クラブは除名事由等を検討して入会を認めることができるものとする）。

2. 前項第5号に規定する「暴力団関係者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団構成員（暴力団構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）。
- ② 暴力団準構成員。
- ③ 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者。
- ④ 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団構成員等。
- ⑤ その他前各号に準ずる者。

第7条 入会登録金

会員は細則に定められた入会登録金を入会申込時に支払うものとする。なお、いったん支払われた入会登録金は、返還しないものとする。また、入会登録金は在籍期間のみ有効とし、本クラブ退会後、再入会をする場合には新たに入会登録金を支払う必要があるものとする。

第8条 会費

会員は、細則に定められた会費を、本クラブ施設利用の有無にかかわらず、月払いによって、利用月の前月末日までに、本クラブの指定する方法により支払うものとする（振込手数料等の手数料が発生する場合は会員の負担とする）。なお、いったん支払われた会費は、別途本会則等に定める場合を除き、返還しないものとする。

第9条 禁止条項

会員は以下の行為をしてはならない。

- ① 本クラブの利用に当たり、本会則等その他本クラブ内で定められた各ルールを順守せず、または本クラブの従業員（以下「アニメーター等」という）の指示または指導に従わないこと。

- ② 他の会員を含むその他の本クラブの利用者（以下「他の会員等」という）、アニメーター等、または本クラブを誹謗、中傷もしくは侮辱等すること、またはその名誉・信用等を毀損すること。
- ③ 他の会員等やアニメーター等を殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- ④ 飲酒もしくは酒気を帯びた利用、大声、奇声を発する行為や他の会員等もしくはアニメーター等の行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- ⑤ 物を投げる、壊す、叩く等他の会員等やアニメーター等が恐怖を感じる危険な行為。
- ⑥ 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の本クラブからの持ち出し。
- ⑦ 他の会員等やアニメーター等に対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- ⑧ 正当な理由無く、面談、電話、その他の方法でアニメーター等に迷惑を及ぼす行為。
- ⑨ 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く、指定した場所以外での排せつ行為、プール・シャワー室での衣服の洗濯等、法令や公序良俗に反する行為。
- ⑩ 刃物等危険物の本クラブ施設内への持ち込み。
- ⑪ 本クラブ施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- ⑫ 高額な金銭、物の本クラブ施設内への持ち込み。
- ⑬ 許可なく本クラブ施設内で録画または録音する等、秩序を乱す行為。
- ⑭ 本クラブ施設の利用に際して不当または不合理な要求を行う、正当な理由無く質問、要求等を執拗に繰り返す等して本クラブまたはアニメーター等を著しく困惑させる行為。
- ⑮ 自らの会員証を他人に貸与し、または使用させる行為。
- ⑯ 他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。
- ⑰ 本クラブの許可なく本クラブ施設内の設備や特定のエリア等を特定の個人またはグループで長時間占有すること。
- ⑱ その他、本クラブが会員としてふさわしくないと合理的に認める行為。

第10条 会員種別の変更

会員が会員種別を変更する場合は、変更希望月の前月の10日までに本クラブに本クラブ所定の変更届を提出しなければならない。なお、10日が休館日の場合は前営業日とする。

- 2. 本クラブは、会員が希望し、本クラブが承諾する場合には、前月の10日を過ぎた申請であっても受け付けることがあるものとするが、この場合、会員は変更の適用開始月分の会費につき、増額される差額を現金で支払うものとする。なお、減額される差額の返金はされないものとする。

第11条 休会

本クラブは休会制度を設けないものとする。

第12条 退会

会員が退会する場合は、最終利用月の10日までに所定の退会届を本クラブに提出するものとする。なお、10日が休館日の場合は、前営業日とする。また、未納会費その他未納金がある場合には、会員はこれを完納して退会するものとする。なお電話での退会手続きの受付は一切できないものとする。

- 2. 退会する会員に返還する会費の額は、退会する月以降に支払った会費の額（本クラブが別途細則で定める場合には、この限りではない。）とする。
- 3. 会員は、退会する場合、または次条により会員資格を喪失した場合は、会員証を速やかに本クラブに返還するものとする。

第13条 除名・利用停止・会員資格喪失

会員に次の各号の事由が生じた場合、本クラブは何ら催告・通知を要することなく、その会員をただちに本クラブから除名することができる。また、以下の事項について、疑いが見受けられた場合には、本クラブ担当者は当該会員と面談の上、その除名につき判断を行うものとし、当該会員は面談の要請に従うとともに、当該判断について異議なく従うものとする。

- ① 入会または利用に際して虚偽の申告を行った場合、または本会則第6条に定める入会資格に適さない状況になった場合。
- ② 本会則等（本会則第9条の禁止事項を含むがこれらに限られない。）、及び本クラブ内で定められた各ルールに違反した場合。
- ③ 本クラブ施設の利用上、下記の通り、会員の安全を確保できないと本クラブ側が判断した場合。
 - ア 第三者の介護や介添えが必要である場合。
 - イ 安全を確保できないと本クラブ側が判断した場合。
- ④ 第三者に伝染または感染する恐れがある疾病を有する場合。
- ⑤ 一時的に筋肉の痙攣や意識の喪失等の症状を招く疾病を有する場合。

- ⑥ 会員が医師により、運動を禁止された場合。
 - ⑦ 会費を3カ月以上滞納、またはその他の諸支払いを1カ月以上滞納し、支払いの催促にも応じない場合。
 - ⑧ 会員本人が失踪等した場合。
 - ⑨ 前記各号以外に本クラブ側が不適当と合理的に認めた場合。
2. 本クラブは、前項各号の事由の他、本会則第9条に定める禁止行為または体調不良等により、正常な施設利用ができないと判断した場合には、必要に応じ、施設の利用を一部制限、または禁止することができる。
3. 前二項の規定に基づき、本クラブが会員を除名等したことにより会員に損害が生じた場合でも、専ら本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、本クラブは一切損害賠償責任を負わないものとする。
4. 除名された会員が支払った会費のうち未経過月分の返還については、第12条第2項の規定を準用する。
5. 次の各号の事由が生じた場合、会員は会員資格を喪失する。
- ① 会員本人が死亡したとき
 - ② 前条に定める退会手続きが完了したとき
 - ③ 第1項に基づき除名されたとき

第14条 会員証

- 本クラブは、会員に会員証を交付する。
2. 会員は、本クラブ施設を利用する際、必ず会員証を提示するものとする。
3. 会員証は会員本人のみが使用し、他人に譲渡及び貸与できないものとする。
4. 会員は会員証を紛失した場合、速やかに本クラブに届け出て、再発行の手続きをとるものとし、細則に定める再発行手数料を支払うものとする。

第15条 変更事項の届出

会員は、住所や連絡先、及びその他入会申込書ならびに健康申告書に記載した事項に変更が生じた場合には、その変更の内容を速やかに本クラブまで届け出るものとする。

第16条 休館日・臨時休館

- 本クラブは別途定める年間スケジュールによって休館日を設ける。
2. 本クラブは、本クラブ施設の営業時間・休館日を変更することができる。
3. 本クラブは前項の他、次の事由により必要期間を臨時休館日とすることができる。

- ① 気象災害等により施設及び施設周辺が危険な状況と認められる場合や、法令に基づく監督官庁からの指導があった場合、疫病の蔓延・流行に伴う公権力による命令・自粛要請等があった場合等、管理運営上やむを得ないと本クラブが判断した場合。
 - ② 施設点検、補修または改修の必要が生じた場合。
4. 本クラブは第2項及び第3項第2号の場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとする。
5. 第3項第2号の理由により本クラブを全館にわたり長期休館した場合の会費の取り扱いとは下記のとおりとする。また会費の返還は無利息とする。なお、下記の休館日数は、前項①の理由による休館が発生した場合の休館日は含めずに計算するものとする。
- ① 月間21日以上休館した月は、当該月の会費は無料とする。
 - ② 月間11日以上20日以内休館した月は、当該月の会費は50%減額する。
 - ③ 月間10日以内休館した月は、当該月の会費の減額は行わない。

第17条 ビジターの利用

- 本クラブは会員同伴の場合に限り、会員以外の者（以下「ビジター」という）の本クラブの利用を認める。
2. ビジターは本クラブ施設利用に際し、細則に定める費用を利用の都度現金で支払うものとする。
3. 会員は同伴したビジターに本規則等を順守させるものとし、その施設内での行為について一切の責任を連帯して負うものとする。
4. ビジターの利用できる施設や時間は同伴した会員と同じとする。
5. 本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとする。
6. ビジターは本会則第6条の会員資格を満たす方に限るものとする。

第18条 施設の利用

- 会員及びビジターは、本クラブの利用に際し、本クラブのスタッフの指示に従うとともに、本会則等や本クラブが別に定める各ルール、マナー等を守り、これに従わなければならない。
2. 本クラブは、必要に応じて会員の本クラブ施設の利用を一部制限することができる。
3. 本クラブ施設内は、全エリア禁煙とする。

第19条 免責

本クラブの利用に関し、会員及びビジターに発生した盗難、

傷害、死亡、会員同士のトラブルその他の事故によって会員自身またはビジターが受けた損害については、明らかに本クラブの責に帰する場合を除き、本クラブは一切損害賠償責任を負わないものとする。

第20条 損害賠償

会員及びビジターが、本クラブの利用に際して発生させたいかなるトラブル（人的・物的事故を含むがこれに限らない）については、本クラブは一切損害賠償の責を負わない。

2. 会員が本クラブ施設を利用中に、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは他の会員等、その他第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償をしなければならない。

第21条 個人情報の扱い

会員が本クラブに提供した個人情報は、本クラブが取得し、本クラブ運営・会員サービスの提供及び各種キャンペーンの案内等の目的に利用するものとする。本クラブは個人情報を法令順守の上株式会社朝日新聞社の個人情報保護方針（<https://www.asahi.com/corporate/privacypolicy/>）に基づき、厳正に取り扱うものとし、会員の同意なしに、第三者に提供することはないものとする。

第22条 会費等の変更

本クラブは、会費等を経済情勢の変動もしくは税制改正等の社会情勢の変化、本クラブ施設の状況等その他の諸事情により改定することができる。なお、会費等を改定する時には、改定日の1ヶ月前までにその内容をクラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページにて会員に告知するものとする。

第23条 細則等

本会則に定めのない事項は、細則に定めるものとする。また、細則に記載していない事項についても、必要に応じて諸規定を定めるものとする。

第24条 会則の変更

本会則等の変更は、以下のいずれかに該当する場合に、本クラブが必要に応じてこれを行うことができるものとし、その際、本クラブは変更をする旨、変更後の本会則等の内容及び変更の効力発生日を、効力発生日の前までに、施設の所定の場所に一定期間掲示することにより会員に通知するものとする。変更後の効力は、当該掲示をもってすべての会員に及ぶものとする。

- ① 本会則等の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
- ② 本会則等の変更が、会員が本クラブに入会した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第25条 本会則の発効

本会則は2021年12月1日より発効する。